


所管部課	福祉部 健康課	部長	田口 茂夫		
件名	令和2年度東大和市救急医療体制整備事業費補助金交付要綱について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	企画財政部財政課			
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、東大和市と社会医療法人財団大和会において締結した「令和2年度東大和市救急医療体制整備事業に関する協定書」に基づき、東大和病院における市民の救急医療等の需要に応えるための救急医療体制整備事業に対し、予算の範囲内において補助する目的で制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 救急医療体制整備事業 ・救急外来の実施 ・小児初期救急平日準夜帯診療事業の実施</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 地域医療体制の充実・安定を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年 8月 令和2年度特別交付税の額の算定に用いる基礎資料作成 12月 特別交付税交付が措置 (33, 524千円が該当することを確認)</p> <p>令和3年 1月 社会医療法人財団大和会と協定について調整・協議 社会医療法人財団大和会と協定締結</p> <p>予算措置：衛生費・保健衛生費・地域医療推進費・救急医療体制整備事業費 負担金補助及び交付金 33, 524千円</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。